

建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号

昭和二十五年四月十七日(月曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長代理 理事田中 角榮君
理事内藤 隆君 理事松井 豊吉君
理事天野 久君 理事砂岡 一良君
理事佐藤 順造君
理事 光治君 今村 忠助君
理事 大西 弘君 瀬戸山三男君
理事 西村 英一君 三池 信君
理事 小松 勇次君 増田 連也君
理事 深澤 義守君 寺崎 覺君

大蔵委員会

委員長 川野 芳滿君
委員 理事北澤 直吉君
理事 長尾君 如事島村 一郎君
理事 金次君 理事橋本 金一君
理事 河田 賢治君 理事内藤 友明君
理事 大内 一郎君 甲木 保君
理事 鹿野 彦吉君 佐久間 徹君
理事 高岡 松吉君 西村 直巳君
理事 三宅 則義君 宮腰 喜助君
理事 田島 ひで君

出閣政府委員

地方自治政務次官 小野 哲君
大蔵事務官 吉田 晴二君
建設事務官 (管財局長) 八嶋 三郎君
建設事務官 (都市局長) 八嶋 三郎君

委員外の出席者

議員 島山 鶴吉君
専門員 西畑 正倫君
専門員 田中 義一君

本日の会議に付した事件

第二號第十六号(附屬の四)

建設委員会大蔵委員会連合審査會議録第二号

昭和二十五年四月十七日

熱海國際觀光温泉文化都市建設法案
(島山鶴吉君外三十二名提出、衆法第八号)

伊東國際觀光温泉文化都市建設法案
(島山鶴吉君外三十一名提出、衆法第九号)

○田中(角)委員長代理 これより第二回建設委員会、大蔵委員会連合審査会を開きます。本日は委員長不在のため、暫時私が委員長の職務を行います。

熱海國際觀光温泉文化都市建設法案、及び伊東國際觀光温泉文化都市建設法案を一括議題といたします。提案者を代表して小松勇次君より逐條説明の申出があります。これを許します。

○小松委員 熱海國際觀光温泉文化都市建設法案、伊東國際觀光温泉文化都市建設法案の逐條の御説明を申し上げます。このたびの熱海の大火に對する前に、このたびの熱海の大火に對しては、皆様方から多大の御同情を賜りましたことを、厚くお礼申し上げます。なお熱海の復興問題に對しては、ただいま御審議を願つております。国際觀光温泉文化都市建設案の趣旨に合ふように、焼け跡の復興整理を進めておる次第であります。いづれこれらの問題に對しましては、ぜひとも皆様方の特別の御支援を賜らなければならぬのであります。どうぞ今後もよろしくお願い申し上げます。

さて逐條説明に入りますが、第一條はこの法律の目的を定めたものであります。新憲法によつて陸海空軍その他

の戦力は一切保持せず、平和国家として進むべきことを宣言した今日、國際觀光事業の振興こそ、國際文化の向上と、世界恒久平和の理想を達成する最たるものであつて、ここにおいて熱海、伊東市を國際觀光温泉文化都市として建設し、その觀光温泉資源の開発によつて、國際觀光事業の振興をはかり、いわゆる見えざる輸出によつてわが國經濟の復興に寄与せしめんとするものであります。

第二條は、計画と事業とについて規定いたしましたのであります。すなわち第一項は、熱海、伊東國際觀光温泉文化都市の都市計画は、都市計画法第一條に規定されている交通、衛生、保安、經濟等に関し、永久に公共の安寧を維持し、または福利を増進するための重要施設の計画のほかに、國際觀光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を加へたのであります。すなわち都市計画法にいう都市計画は、その範圍が相當範圍にわたつておりますが、それ以外の部分において、一般都市計画の範圍を擴張し、これに附する法的な用意を設けたのであります。第二項は、熱海國際觀光温泉文化都市建設事業は、國際觀光温泉文化都市設計画を実施するものであるとの意義を明白にいたしましたのであります。

よいつた性質のものでなく、國である地方公共団体であることを問はず、積極的に事業が順調に促進されるよう援助を与えなければならぬという必要性を表明したものであります。

第四條は、特別の助成に関する規定で、本法案の中核とも言えるのであります。国有財産法にいう普通財産は、大蔵大臣がこれを管理処分する権能を持つておりますが、この譲与、すなわち無償譲渡の処分を行うについては、国有財産法第二十八條に規定された標準によらなければならないのであります。この第二十八條の規定は、たとへば、公共団体において維持修繕の費用を負担した河川道路等の用途を廢止した場合、これらを、その負担した費用の範圍内において、その公共団体に譲与するといふように、当該普通財産を譲渡関係者に対してのみ譲与することができるとしてあります。本條においては、この制限を除外して、重要意義を持つところの熱海、伊東國際觀光温泉文化都市建設事業の用に供するため、必要があると認められるときは、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に無償で譲与することができるとしたのであります。

第五條は報告に関する規定であります。その事業の進行状況を六箇月ごとに都市計画を主管する建設大臣に報告することを規定いたしております。第二項においては、この事業が國家的に重要な事業であるのかんがみまして、國

権の最高機關たる国会に對し、毎年一回總理大臣から事業の状況を報告しなければならぬという規定を規定したのであります。

第六條は熱海、伊東の市長は内は市の住民の理解と協力とに遺憾のないよう努めるとともに、第三條に規定する國及び地方公共団体の關係諸機關の援助を受けるなどについても、たえず周到な注意と熱意を傾け、熱海、伊東國際觀光温泉文化都市を完成するため、政治的にも精神的にも不斷に活動することを義務づけたのであります。

第七條はこの法律が都市計画法に對する一種の特別法であるという性格を定めたものであります。

附則の一はこの法律の施行の期日について規定したのであります。

附則の二は憲法第九十五條には「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」とあり、本法律は、この規定を受けるものと解釈されるので、熱海伊東市の住民の投票に付することにしたのであります。

附則の三は、現在まで行つて来た都市計画事業の國際觀光温泉文化都市建設事業への引継ぎについての経過的な規定であります。すでに熱海、伊東市におきましては、街路、公園その他の都市計画事業が熱海または伊東市長によ

つて執行されておりますが、これらの事業が旧態のまま執行されることは、はや許さるべきでないから、これを熱海または伊東国際観光温泉文化都市計画事業たる実態を備えるように、都市計画法第三條の規定によつて変更の手續をしなければならなくなつたからであります。よろしくお願いいたします。

○田中(角)委員長代理 前会に引続きまして提案者及び関係政府委員に対しましての質疑を続行いたします。本日御出席の政府委員は、大蔵省関係といまして、吉田管財局長が出席をせられております。なお建設省関係は後刻出席の予定であります。通告順によつて発言を許します。三宅則義君。

○三宅(則)委員 私はたゞいま議題となつた熱海国際観光温泉文化都市建設法案並びに伊東国際観光文化都市建設法案、両法案に対しまして質疑を続行したいと思つております。

この前小松さんのかわりに黒澤議員が提案の理由を説明され、本日は小松議員から詳細に説明があつたわけでありまして、私は根本のことを一つ政府にお伺いしたいのであります。別府が、こうやつて熱海並びに伊東の温泉の文化都市ができるわけでありまして、将来こういふものに対しては、相当範囲許すつもりでありまして、それが、それとも国会できめれば、そのきめた方針で進まれるのでございませうか。これは政府の方に聞いたらよろしいと思つて、お伺いいたします。

○吉田(晴)政府委員 ただいまの御質問の点は、これは国会でおきめになれ

ば、政府の方は当然それに従つて執行するわけでありまして。

○三宅(則)委員 国会できめれば政府の方はこれに順応いたす、こういうお話であります。そういたしますと私の第一にお伺いしたい点は、こういふ熱海並びに伊東の温泉文化都市ができるわけでありまして、これに對しまして、たゞいまの管財局長のお話によりまして、相当国有財産をこれに抵下げと申しますか、無償でやるといふか、その辺の政府の考えは、どういふふうになつておりますか、承りたいと思つております。

○小松委員 熱海、伊東市に關しての問題でありますから、私から御答弁申し上げたいと思つて、普通財産といつたしましては熱海市にはかつて個人が寄付いたしました梅園が一つございまして、現在はこれが普通財産に相なつておると思つて、伊東にはございませぬ。

○三宅(則)委員 私はこの法律によりまして、相当國の方では、こういふものに対しては補助をしなければならぬと、あるいは譲渡しなければならぬと、いふふうになつておりますから、ほかから持つて行つてもさしつかえないと思つて、さういふ範圍はないものでございませぬ。管財局としてはどういふお考えですか、承りたい。

○吉田(晴)政府委員 これは本法案以外やや似たような性質のもの、例の広島、長崎の關係あるいは旧軍港都市の關係がありますが、これらにつきましてもの運用といたしましては、大体当該地域内にあるものだけに限るといふことによつて運用しておりますので、従つて本法案においても同じような關係になると思つております。

○三宅(則)委員 そういたしますと、これは旧熱海市もしくは旧伊東市、こゝういふふうなふうに、現存いたします国有財産のみに限る、こゝう解釈いたしてよろしゅうございませぬか。私はもう少し進んだ方が本法案の立法の趣旨に合つていないかと思つて、これについてもう一べん御答弁を賜つた

○吉田(晴)政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、結局熱海なり伊東なりに國家の方で、何か時に助成をする必要がある場合、その範圍をどうするかという問題であらうと思つて、あります。これは原則といたしまして、こゝうの場合に予算をとりまして、その予算でもつて金銭的な補助をする、こゝうが補助の原則であらうと思つて、ただたゞ、こゝに国有財産等の關係において、その都市にある国有財産というものを、その都市に對して特別の措置を講ずるといふこと、こゝに国有財産との關係が起つておるわけでありまして、國が全国的な問題としてこれを考へるならば、特に国有財産との關係というものは、非常に稀薄になつております。そこで一応現在のところ、少くとも建設事業の用に供する一応法律がきまつておるわけでありまして、さらに必要ありと認める場合につ

いては、その都市に現存しておるもの、こゝうことを原則としてきめておる、もちろん原則でありまして、その例外として広がる範圍といたしましては、建設事業の用に供する、こゝうのとが一番の大きな範圍になつておるわけですから、今までの運用上は大體原則として、その都市の中にあるもの、こゝうことに限定しておる。

○三宅(則)委員 今の原則は伊東市並びに熱海市に現存するものだけに限ると一応解釈しておきます。今回の火災によりまして、政府は復興費に十億圓を出すと、こゝうが新聞に載つておるわけですが、大蔵省はこゝういふことを計画しておられますか。新聞によりまして、建設局のいろ／＼な人々が熱海市に参りまして、さつそく市当局並びに県当局と談合したと書いてあります。それについての政府の御答弁を承りたいと思つております。

○八幡政府委員 私建設省都市局長の八幡でございます。一昨日私も熱海市の今回の火災の状況視察並びに熱海市の復興計画といつたようなものにつきて、何か御援助すべき点があれば御援助をしたいという氣持をもちまして、実は住宅局長と私と参つたのでございまして、住宅局長のお話の点は私どもの方で触れないことになりました。が、大體都市局關係から見ました今回の熱海市の問題につきまして、簡単に御話を申し上げておきたいと存するの

でございまして、そのことがまたこの法案を御審議くださいますにつきて、非常に御参考になることだらうと存するのでもあります。あるいは提案者の方から今回の被害の状況につきまして、御説明があつたかもしれませぬ

が、重複になる点がありましたら、失礼を申し上げたいと思つて、新聞紙上においてもすでに御承知の通り、最初御前が十日ほど前にやられた、これは四月三日だつたと思つておられます。それから四月十三日に熱海銀座と言つておられます。その附近からずつと市役所、あの一帯に大火があつたのであります。午後五時三十分分に海岸埋立ての工事場から発火いたしましたものが、強風にあおられました。市街の西部に延焼いたしました。こゝうな現状であります。その焼失の面積は約五万坪と言つておるのでございまして、被害の戸数は世帯数といつた共建物としましては市役所を初め公会堂、警察署は火がやはり入つております。消防署、温泉會館といつたようなものを焼き盡しておるような現状でございます。今回の火災の問題につきま

す、こゝうな原因は、濕度とかあるいは風速といつたような点もあるだらうと思つて、こゝうでございますが、私も都市計画の面から見まして、この熱海市の大火の諸原因はやはり相当にあると思つて、こゝうでございます。と申しますのは、すでに御承知のごとく熱海市は従来しばしばありました大火にもかかわりませぬ、合理的な都市計画が実は立案されてないような現状でございます。従つて市街化がきつめて無秩序に行われておりますために、街路の幅員が非常に狭いといふだけではなく、街路系統もきつめて無秩序であるといふような現状でございます。消防署の方々にも消防活動の点等をつぶさ

通り非常に幅員が狭いので、消防自動

車を走らせようと思いましたが、相当人がたくさんおられますので、あの街路の狭いところを消防自動車はほとんど通り得なかつた、現場にかけつけるまでに相当の時間を要したというようなこと、それから非常に道幅が狭いために自動車を通すというようなこと、できない、従つてまたほかの方から御援助がありまして、その系統が立つておりませんので、自動車をそこへ配置することができないというような点が、今回の大火を招いて来た大きな原因であらうと思つております。それから市街化がきつめて無秩序に行われておられますために、建築の密度が著しく過密である、地盤高が一樣でないというような点のために、建設物が錯綜をきつめておる。しかも延焼、飛火がこのことを助長いたして参りました、従つて消防活動もこれによつて阻害されたということが言えるだらうと思つております。水の問題は上水道、貯水場の水量とか、水圧は十分ではありませんけれども、配水管等が腐つておつたり、あるいは管が非常に過小であるという点のために、水が十分であるとはいえないが、十分にそれが使用されておらないというような点もあるでございます。貯水槽も三、四十トンのは少数ありますけれども、これも容量は非常に僅少である。それからとりわけ道路の幅員が非常に狭いというような点のために、これも有効に働いておらなかつたというような原因があるのでございます。こゝうしたような点が、今回の都市計画上の立場から見まして、私どもはこの大火を招いた原因であらうと思つてございます。従ひまして、今回の復興計

画等にいたしましたも、再びこゝうした大火を起さないようにして行かなければならない。また提案者からは国際観光文化都市といったような構想もあつてありますので、市御当局の方におかれましては、都市計画につきましても、非常に頭を悩ましておられる現状でございます。それにつきましても、実は一昨晩私どもの方面では、県並びに市当局の者と懇談をいたしまして、南北に糸川、初川という二つの小さい川がございまして、そこに一つの緑地公園的なものをつくりまして、防火帯をつくつて行こうという考え方がございまして、そしてその川等も少し水を入れまして、所々に貯水池的なものを設けて行つて、将来の防火上に備えて参りたいというようなことを、まず構想といたしておるのでございます。それから幹線といつたしましても、現在は東西には海岸通りに十五メートルの道路が一つございまして、もう一つ駅から市役所に至ります所に、大きな幹線道路を入れたいと思つておるのでございます。実はまだ市会方面とも十分に打合せを遂げておりませんが、緊急対策委員会というようなものがございます。昨日市並びに県と私どもの方面と打合せを遂げました案の御説明を申し上げたのであります。だから案としてお聞き願わなければ、まだ決定したということにはなつておりませんので、その点御了承願ひたいと思つてございます。実は小さい園面ではなほ恐縮でございますが、簡単に園面を御説明申し上げます。よくわかりにならないかもしれませんが、紫色でとりましたところが、十四日における焼失区域でございます。あとは駅前のご

ろが多少ございまして、再びこゝうした大火を起さないようにして行かなければならない。また提案者からは国際観光文化都市といったような構想もあつてありますので、市御当局の方におかれましては、都市計画につきましても、非常に頭を悩ましておられる現状でございます。それにつきましても、実は一昨晩私どもの方面では、県並びに市当局の者と懇談をいたしまして、南北に糸川、初川という二つの小さい川がございまして、そこに一つの緑地公園的なものをつくりまして、防火帯をつくつて行こうという考え方がございまして、そしてその川等も少し水を入れまして、所々に貯水池的なものを設けて行つて、将来の防火上に備えて参りたいというようなことを、まず構想といたしておるのでございます。それから幹線といつたしましても、現在は東西には海岸通りに十五メートルの道路が一つございまして、もう一つ駅から市役所に至ります所に、大きな幹線道路を入れたいと思つておるのでございます。実はまだ市会方面とも十分に打合せを遂げておりませんが、緊急対策委員会というようなものがございます。昨日市並びに県と私どもの方面と打合せを遂げました案の御説明を申し上げたのであります。だから案としてお聞き願わなければ、まだ決定したということにはなつておりませんので、その点御了承願ひたいと思つてございます。実は小さい園面ではなほ恐縮でございますが、簡単に園面を御説明申し上げます。よくわかりにならないかもしれませんが、紫色でとりましたところが、十四日における焼失区域でございます。あとは駅前のご

ろが多少ございまして、再びこゝうした大火を起さないようにして行かなければならない。また提案者からは国際観光文化都市といったような構想もあつてありますので、市御当局の方におかれましては、都市計画につきましても、非常に頭を悩ましておられる現状でございます。それにつきましても、実は一昨晩私どもの方面では、県並びに市当局の者と懇談をいたしまして、南北に糸川、初川という二つの小さい川がございまして、そこに一つの緑地公園的なものをつくりまして、防火帯をつくつて行こうという考え方がございまして、そしてその川等も少し水を入れまして、所々に貯水池的なものを設けて行つて、将来の防火上に備えて参りたいというようなことを、まず構想といたしておるのでございます。それから幹線といつたしましても、現在は東西には海岸通りに十五メートルの道路が一つございまして、もう一つ駅から市役所に至ります所に、大きな幹線道路を入れたいと思つておるのでございます。実はまだ市会方面とも十分に打合せを遂げておりませんが、緊急対策委員会というようなものがございます。昨日市並びに県と私どもの方面と打合せを遂げました案の御説明を申し上げたのであります。だから案としてお聞き願わなければ、まだ決定したということにはなつておりませんので、その点御了承願ひたいと思つてございます。実は小さい園面ではなほ恐縮でございますが、簡単に園面を御説明申し上げます。よくわかりにならないかもしれませんが、紫色でとりましたところが、十四日における焼失区域でございます。あとは駅前のご

ろが多少ございまして、再びこゝうした大火を起さないようにして行かなければならない。また提案者からは国際観光文化都市といったような構想もあつてありますので、市御当局の方におかれましては、都市計画につきましても、非常に頭を悩ましておられる現状でございます。それにつきましても、実は一昨晩私どもの方面では、県並びに市当局の者と懇談をいたしまして、南北に糸川、初川という二つの小さい川がございまして、そこに一つの緑地公園的なものをつくりまして、防火帯をつくつて行こうという考え方がございまして、そしてその川等も少し水を入れまして、所々に貯水池的なものを設けて行つて、将来の防火上に備えて参りたいというようなことを、まず構想といたしておるのでございます。それから幹線といつたしましても、現在は東西には海岸通りに十五メートルの道路が一つございまして、もう一つ駅から市役所に至ります所に、大きな幹線道路を入れたいと思つておるのでございます。実はまだ市会方面とも十分に打合せを遂げておりませんが、緊急対策委員会というようなものがございます。昨日市並びに県と私どもの方面と打合せを遂げました案の御説明を申し上げたのであります。だから案としてお聞き願わなければ、まだ決定したということにはなつておりませんので、その点御了承願ひたいと思つてございます。実は小さい園面ではなほ恐縮でございますが、簡単に園面を御説明申し上げます。よくわかりにならないかもしれませんが、紫色でとりましたところが、十四日における焼失区域でございます。あとは駅前のご

ということにいたしました行きたいと考へておる次第でございます。

以上簡單であります、御説明申し上げます。

○田中(角)委員長代理 ちよつと発言者に御要望を申し上げますが、建設省関係ではあとから住宅局長もほかの局長も参りますので、一応大蔵省関係を上げたいと思うのですが、いかがでございますか。

○三宅(剛)委員 ちよつとそれに関連して、ただいま建設省の都市局長がお話になりました、詳しいことを承つたわけでありまして、本日は大蔵委員会との連合審査でございますから、それでは主として大蔵省に關係のある建設省の意見を聞きたい、かように考へております。十億円を援助するとか、あるいは融資するというふうに考へられておるようでありますが、はたしてその内容等について概算がおわかりでありますでしょうか。わかりましたら、ひとつ大蔵省から伺いたい。

○八嶋政府委員 まだ概算は今申し上げましたように大蔵省の方にも実は要求いたしております。先ほど申し上げましたように、この案が第一市会として認めていただけるかどうか。それらのことも大きな問題になるであろうし、それからこれは主として住宅局の問題でございますが、地域の指定等によりまして、それが防火建築をして行くということになれば、資金の問題をどうして行くかという問題もあるだろうと思ひます。まだ縮括いたしまして金額は幾らということについては、一応案が認められれば幾らぐらいかという大體の概算は持つておりま

す。これは私の方の都市計画だけでは、今見積りは一億ぐらいになります。

○三宅(剛)委員 そうしますと、あまり建設省の専門のことを聞くことはよいですが、私の考へておりましたし、熱海並びに伊東のような国際観光温泉文化都市というふうなものが各地にできることになると思ふのです。そういったしますと、とき／＼こういうふうな委員会も開かれることでありまして、私もそれは熱海と伊東のみを指定せられたということにつきまして、東京の奥座敷というふうな意味でありましようか。それとももつと広い構想がありましようか。提案者もここにおられますから、一応承りたいと思ひます。

○島山鶴吉君 ただいま三宅委員から、熱海国際観光温泉文化都市の内容について御質問があつたのであります。この機会に私は提案者として、一言提案理由を簡単に申し上げたいと存じます。

ただいま三宅委員からの御質問のうち、熱海と伊東だけを特別法によつて温泉文化都市にすれば、これから日本の国中で方々からこういうことがたくさん出てくるのではないかと、おしかりであります。この点は、ごもつともだと思ひます。しかしさきに別府におきましては、国際観光温泉文化都市として、国会を通過いたして、都市として、国会を通過いたして、都市として、決して熱海はこれに便乗したわけでもありませんが、在来から考へておりました。機会があつたならば、東京に近い熱海、伊東といったしましては、国際文化の面に非常に重大な責任があるということに常に考へておられますので、もし許せることでありま

たならば、温泉文化都市として、つばな国際的都市をつくりたいという考へておりましたところ、先般別府の法案が国会を通過いたしましたので、熱海、伊東といったしましては、委員会を省略せずに、やはり順序をいたしまして建設委員会及び大蔵省その他関係省の御意見を拜聴し、皆様の御協賛を経り、つばな温泉観光文化都市としての目的を達成いたしたいというので、本日まで各委員会を経まして、本日は合同委員会に際しまして、各委員の皆様、一方ならぬ御配慮をいたして、おるのであります。言うまでもなく、熱海の使命は重大であります。今後国除の見地からいたしまして、重大な意義あることは、私が喋々と申し上げるまでもないのであります。先ほど小松委員より説明されておるようでありますから、私はこの点は省略いたしますが、どうしてもこの機会に御理解をいただきまして、観光温泉文化都市としての使命を果したいのであります。そういたしておりますところ、このたびは再度にわたりまして火災を起し、まことに申訳ないのでございます。私はもつと早くお伺いいたしまして、この点を皆様にとくとおわびを申し上げたいと存じておりましたところ、ただいま建設省の方へ参つておりましたので時間が遅くなりまして、その理由もあと先になつて申訳ございませんが、しかし幸ひが転じて何とかと言ひましようか、熱海の百年の計がこの火災によりまして、どうしても実施しなければならぬ機運に到達いたしましたのであります。本日は熱海市議員及び市長、また有力者が全部上京いたしまして、ただいま建設省に待機いたして

おります。同時に本席にも代表者といひまして六名参つております。また県当局におかれましては、県知事及び土木部長その他の関係者が出て、一日も早くこの問題をすみやかに解決しなければならぬ。ことに今度の火災におきましては、約五万坪の地域を焼かれております。ただいま都市局長さんからお話があつた通りであります。まずこれらを建設するにあたりまして、大體旅館といたしまして三十九軒、焼失家屋が約千五百戸、四月三日の火災におきまして、約九十戸近いものが焼失いたしております。これら両火災を合せますと、約五千人からの人が災害にあつておるのであります。これらを復興するにあたりましては、なかなかい／＼な重要な問題が横たわつております。このたびの火災におきましては、熱海の商店街と申しまして、うか、営業をしておる者が八割程度焼かれておるのであります。熱海のみやげものとか、あるいは熱海のいろ／＼な物資につきましては、ほとんど中絶の形になつておるので、おのづからこれは一日も早く復興いたさなければなりません。ここに大きな問題が起つておきますことは、百年の計を立てる上におきまして、甲種防火地域を設定し、不燃都市として、つばな都市にしたいという各方面の御意見であります。これはごもつともな意見でありますので、この際國會の皆様にもお願ひをいたしまして、まず日本の観光地といたしまして、このときを機会といたしまして、つばな温泉文化都市といたしたいのでございます。

以上のお話でございますが、かえつて御迷惑と存じますので、ただいまの三宅委員の御質問にお答えすると同時に、この機会を借りまして、簡單に趣旨やお願ひを申し上げる次第でございます。以上でございます。どうぞ皆様におかれましては、この熱海の窮状をお察しください。何れから方法によつて、つばな不燃文化都市としての実現をしていただきたいことを、切にお願ひを申し上げます。

○三宅(剛)委員 先ほど来島山代議士並びに小松代議士から、詳細に内容を承つたのであります。ことに今度の火災につきましては、御同情を申し上げます。承つたのであります。私には多少見当をはずれておるかもしれませんが、都市局長にお伺いしたい点が一つ残つておるのであります。これは私のしろうと考へておりました。あるいは見当違いでありましたら、見當違いということをお教えいただきたいのですが、海水は防火にならぬものかどうか。たとえば、ポンプで海水を使いますと、これが壊れてしまふというふうなことになるまいか。そういうことをひとつ承つておきたい。それから、もう一つは、すべては道路が基準にならなければならぬと思ひますからして、今後は道路を拡張するという事柄が、この防火に對しまして、非常に有効であると思ひます。この辺についてちよつと参考に承りたいたと思ひます。

○八嶋政府委員 どうも海水を防火に使う問題につきましては、実は専門家ではありませぬので、はつきりしたお答えを申し上げることはできません。ただポンプあたりを使う場合においては、あとで腐蝕するという話がございます。水そのものとしては、私は

御迷惑と存じますので、ただいまの三宅委員の御質問にお答えすると同時に、この機会を借りまして、簡單に趣旨やお願ひを申し上げる次第でございます。以上でございます。どうぞ皆様におかれましては、この熱海の窮状をお察しください。何れから方法によつて、つばな不燃文化都市としての実現をしていただきたいことを、切にお願ひを申し上げます。

御迷惑と存じますので、ただいまの三宅委員の御質問にお答えすると同時に、この機会を借りまして、簡單に趣旨やお願ひを申し上げる次第でございます。以上でございます。どうぞ皆様におかれましては、この熱海の窮状をお察しください。何れから方法によつて、つばな不燃文化都市としての実現をしていただきたいことを、切にお願ひを申し上げます。

御迷惑と存じますので、ただいまの三宅委員の御質問にお答えすると同時に、この機会を借りまして、簡單に趣旨やお願ひを申し上げる次第でございます。以上でございます。どうぞ皆様におかれましては、この熱海の窮状をお察しください。何れから方法によつて、つばな不燃文化都市としての実現をしていただきたいことを、切にお願ひを申し上げます。

消化の力はあるのではないかと思ひます。しかしこれを使うに過ぎません。は、やはり相当に難点があるのではなからうかというふうな考へておられますが、専門家はありませぬので、聞きかじつた程度でございませぬから、その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

それから、火災と道路との関係でございませぬが、これは申し上げるまでもなく、火災に対する道路の問題は、実は非常に重要な問題に相なつてゐるのでございます。先ほども申し上げましたように、道の非常に狭いところが消防活動を妨げるというところは、これは申し上げるまでもないことではあります。そのほか火災における輻射熱といつたような問題から考へましても、風が非常に強ければ、相當に広い道路を持つておられますが、飛火というふうなことがございませぬが、しかし輻射熱等の関係から、大体三十六メートル以上あれば、輻射熱の点は防げるのではないかというふうなことは、研究所あたりにおいても話してゐるようでございます。それと、ことに中に植樹帯というふうなところを入れることになれば、相當防火の上においては効果があるというところは、はつきり言へると思ふのであります。

○田中(角)委員長代理 ちよつと御相談申し上げますが、午前中会議を始めのことが非常に遅れましたので、すでに十二時でありまして、時間を延ばすにいたしては、あと三、四人の発言通告があるものでありまして、なるべく御答弁も御質問も、ひとつ要点をつかんで簡明にお願いいたしたいと思ひます。

熱海並びに伊東に對しましては、毎六箇月ごとに建設大臣にその状況を報告する、内閣総理大臣は、一箇年に一回国会に報告する、こうなつておりますが、私も、事実上は大蔵省の方にその状況を報告することがよいと思ひますが、これは總括せられた意味でしようか、その点ひとつ承りたい。それから第六條にあるように、熱海市長は、住民の協力及び関係諸機関によつて、これを完成することによつて、この活動をしなければならぬことはもちろんですが、これについての三本の線をはつきりしたいと思ひますが、大蔵省の方にはそういう報告をしなければならぬという必要がないかどうか、一応承りたい。

○吉田(晴)政府委員 これは旧軍港転換法の関係におきましては、大蔵大臣及び建設大臣に報告しなければならぬというところになつておられます。この法案とは多少趣が違つておるのであります。ただ実際問題として考へてみますと、旧軍港市あたりの国有財産というものは相當厄大なものでございまして、これに對しては大蔵省として相當発言権があるわけでありまして、どうしても直接に一々の進行状況を把握することが必要であると思ひます。ただいまの熱海市並びに伊東市につきましても、先ほど提案者から御説明のございまして、割合に国有な財産としての全体の物件も少いような点もございませぬ、この進行状況は、一応実際に担当しております財務部を通じて、大蔵省としては把握ができておるわけでありませぬ。また一方においては、建設大臣の方から大蔵大臣の方に御連絡を願へれば、それでも一応の状況が

わかるわけでありませぬから、その程度で、さしつかえないのではないかと想ふのであります。

○三宅(剛)委員 そういたしますと、建設大臣に報告し、そのついでをもつて大蔵省の方は参考に意見を聞く、こういうふうな御構想と承つたのであります。私も、私もはなるべく国家財政から動案いたしまして、ある程度は監督という失礼であります。これに對して注意を払つて、お互いに国家の財政の運用の妙を期したい、かように考へておられます。

次にお伺ひしたいことは、日本国憲法九十五條によりまして、熱海市もしくは伊東市の住民の投票によるであらう、こういう線でありませぬが、これはもちろん御賛成くださることと思ひますが、これにつきましても、何らか政府の方に支障があるとお考へになつておられますか、もしくはそんなことはなく、スムーズに行くと考へておられますか、その辺ちよつと構想を承りたい。

はいかがかと思ひます。

○三宅(剛)委員 あまり提案者に長く質問することも恐縮でありますから、もう一、二点でやめます。私は本法案につきましても、大体において熱海市といひ、伊東市といひ、わが国の温泉としては代表的な温泉であり、また東京に非常に近いのでありますから、こういうふうな両地域におきましてこの法案を適用されることはまことにけつこうであると思つておる。ただややもすると、地方におきましては、往々にいたしまして趣旨をはき違へまして、たまにはボスの存在があつたり、あるいは運用の妙を期し得ない場合があるから、これは政府といたしまして相當監督する必要がある。ことに火災になりました熱海市のごときにおきましては、これを早急に復旧することはもちろんのこと、たとへば復興に對しまして住宅金融でありますとか、あるいはその他補助でありますとか、それらについて相當の研究をすべき点があると思つておられますが、政府においては、本日はこれらの用意がないかもしれませぬが、本法案を上げられる場合におきましては、相當これに對する用意を示した後に本法案を上げたい、かように考へておられますが、政府の御意思を承りたい。

○吉田(晴)政府委員 ただいま御質問の点はまことにちよつともでありまして、少くともわれわれの關係しております面の点については、御趣旨に沿つて執行いたしたと存するのであります。ただ、ただいま金融關係あるいは予算關係の者が出席しておりませぬので、その点はよく御趣旨の点を申し伝えて行きたいと存する次第であります。

○三宅(剛)委員 先ほどの国会において、別府のいわゆる国際温泉文化都市につきましても本会議で即決ということで委員会を省略したのであります。だが、本法案に至りましては、熱海と伊東といひ、こややつて建設委員会並びに大蔵と建設の両方の連合審査というふうになつておるわけでありまして、大体わかつたわけでありませぬ。私どもとしましては本法案が適當に理解せられて、順調に發達させたいというところを考へるのであります。最後にちよつと伺ひたいと思ひます。

私どもは、この案は国際文化の向上をはかり、世界平和の理想を実現いたすにまことにけつこうな案と思つておりました。どうか今後ともこういうこともであると思つておられますか、熱海とか伊東がほんとうに国際文化温泉都市の見本となることのできるようになつたい。かように考へておられますから、本委員会におきまして、十分にその内容を検討いたされまして、そして今後の模範としてつづばに發展いたされたいということを切望するものであります。

最後のひとついたしました。今般は、大蔵省並びに建設省に御希望を申し上げたいのであります。私も、私どもは、いかに火災によつて消耗せられたことについては、国富を損耗したしたものと確信するのであります。こやういふ損耗のないように将来ともやるとい

庁関係の質問を許します。川島金次君。

○川島委員 私日本この合同審議になつております法案に対しては賛意を表するものでありますので、法案自体についての質問は省略いたします。

今回の熱海の大震災に伴ひまして、御承知のように、千を越える家屋の消耗、その損害額は十数億にならうとも新聞紙上では報道され、まことに同情にたえない次第であります。しかも火災保険は、大ざっぱな計算によると、わずかに一億円内外ではないかとも新聞では報道されております。案に熱海市自体の復興が、困難な上にも困難ではないかと想像いたしておるわけでありませう。この機会に地方自治庁の責任者に、熱海の災害について関連をしてお尋ねをいたしておきたいのであります。

○小野(警)政府委員 御承知の国税関係においては、今回の国税法の改正に従ひまして、特別控除が新たに設定されて、はなはだしき家庭の災害を受けた場合には、その所得額に応じましてそれ／＼特段の免税の措置を講ずることが決定いたしました。すでに実施されております。しかし一方の地方税制の上においては、いまだ国会の審議中でありまして、その法案がどのような決定を見るか、いまだに結論を得ておられないのであります。かような事実を根拠として考へてみますと、今回の熱海市における罹災市民の国税関係はほとんど例外なく新税法の決定によりまして、その面は懸念がない事情であらうと思ひますが、熱海市自体の地方的な財政問題については、非常にはなはだしい致命的な打撃を受けること必至であらうことに住民税あるいは新たに決定され

まする固定資産税、その対象となるべき市民の大半が、しかも熱海市の経済的主力を構成いたしております人々がほとんどその災厄をこうむつておる。こういう形でありまして、少くとも熱海市の市財政は、その収入においてその大半を失うという形になる。国税の面では、今申しましたように、免税措置がありまして、地方税関係にはほとんどその明文がないように記憶いたしておりますが、こういう臨時的な災害に對して、地方においても国税と同様な措置を必要とするに実情はなつて来る。そうしなければ、熱海市の財政は困難をきわめる上に、新たに復興の諸般の資金を必要とするという実情になる。そういう場合に、地方自治庁においては、こういう災害地方の財政に對する特段の処置というものが、もはや用意されなければならぬ。そうでないと、熱海市の財政的な復興もほとんど壊滅的な事情に陥つてしまふと懸念されるのであります。そのような事情に對しまして、地方自治庁は熱海市の今後における当分の市の財政の操作をどうするか、あるいはまた財政交付金もまだ決定をいたしておりませんが、こういう場合に、地方財政交付金の最も有効な、しかも時期を失しない程度の活用がきわめて緊急必至な課題ではないか、こう考へられますので、それらについて地方自治庁はどのような対策を講じておるか、その点をお尋ねをしておきたい。

○小野(警)政府委員 御承知を申し上げます。今回の火災によりまして、熱海の罹災者各位が非常な御苦難に遭遇されておりますことについては、衷心から御同情申し上げる次第でありま

す。ただいま御質問のありました地方税の關係において何らかの措置を講ずるかというのであります。現行の地方税法によりまして、道府県知事または市町村長が、こういうふうな災害その他特別な事情の起りました場合に、おいては、当該地方団体の議会の議決を経まして地方税を減免することができ、る道を開いております。また目下国会において御審議を願つております新税法案においても、この精神を取入れておるのでございます。なおこれに伴ひまして、熱海市がその財政の上において歳入欠陥を生ずることは予想にかたくないのであります。これらの点については、政府においても適當な財源付与の措置を講じて参りたい。御承知のように、地方財政平衡交付金制度が確立されたあかつきにおいては、この制度の運用によりまして歳入欠陥を補える措置を講じ得るものと考へております。なお現在のように、災害が発生いたしました場合に、緊急に諸般の資金を必要とするという場合が起つて来ることも、もちろん予想にかたくないのでございまして、これらの点については、た

○川島委員 地方税法の、ことに地方財政交付金の問題がまだ未決定である

が、税法もきまらぬ、さりとて地方は、すでに新年度に入りまして、それ／＼財政上の操作を必要として来ておるの、政府は特にこの機会に、地方財政交付金の概算的な前渡しをするということが決定したかのごとくに昨日かの新聞に伝えられております。これが事実といたしますれば、これから熱海市の実被害を厳密に調べた上で、さらに政府が特別の措置を講ずるといふので、非常にその時期を失するきらいがあるのではないかと。そこで二、三日前に新聞紙で報道されたことが事実であるとすれば、この地方財政交付金の前渡しの当面の逼迫した財政にカンフル的な注射をする必要がある。そういう事柄について地方自治庁は、これから調査してやるのか。そういう特段の便宜的な処置ができるならば、そういうこともやる必要があるのではないかと、こういうふうには私に思ひますが、その点はいかがですか。

○小野(警)政府委員 ただいま御質問がございました点であります。ところが、もちろん、政府としては、地方財政平衡交付金法が成立いたします以前において、地方の財政運営の上には支障あらしめるといふことは極力避けなければならぬと思つておりました。これに關しましては、地方財政平衡交付金法が成立いたさない前において概算的的な措置を講じますように、早急に法制的な措置を講じたい。かような考へのもとに、目下所要の手續を進行いたしておるような次第でございます。

なおまた熱海市の今回の災害につきまして、もちろん歳入欠陥につきましては、地方財政平衡交付金制度の運用

等によつて、これを補つて参らなければならぬ点もございしますが、同時に融資の方法等を考究いたしまして、必要に応じては公共施設の復旧等に関するいは、地方債の問題によつてこれを考へなければならぬのではなからうか。必ずしも地方財政平衡交付金の運用のみによつて災害復旧に必要な資金を全部まかなうという事は困難ではなからうかと思つておりました。これは主として熱海市という地方団体の財政運用の上において、こうした欠陥を補う役目を、この地方財政平衡交付金によつて、いわゆる財政調整の役割を果すという方法が考へられました。一面復旧資金の調達等につきましては、関係当局とよく協議いたしまして、何らかの措置をすみやかに講ずるよう持つて行きたいと考へておる次第であります。

○川島委員 最後に一言政府に御注意を申し上げておきたいと思つておりますが、日本国内は、いろいろの意味において突発的な災害が頻発いたし、そのためにその当該罹災地の財政資金關係が、その都度きわめて有効適切に政府の施策というものが、働かないくらいに往々にしてあるという關係からいたしまして、時期的に當を得、敏捷な機動的な救済の施策というものが、伸びて参りますれば、非常に時間的の速度の上においても、また地方財政、あるいは復興の段階におきましても、非常に能率的、効率的な方法がとられるのであります。ところがたゞ／＼従来こうした特殊な災害地に対する政府の財政的、あるいは金融的処置等が非常に時間的にすれて来る。そのためにせ

つかく能率的、効率的な復興資金が、最

第一類第十六号(附屬の四) 建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第二号

昭和二十五年四月十七日

昭和三十五年四月十七日

も有効に働かないというような結果になる場合が往々にしてあるのであります。そういう事柄は今回の熱海市におけるところの災害をよき機会としまして、今後政府はこれら突発の災害地に対する手当、復旧対策、それに伴う財政の援助、あるいは金融の協力といったことについて、できるだけすみやかにその施策を決定されて、その手を伸ばしてやることが最も望ましい事柄ではないかと思っております。どうぞ今回の熱海市はもちろんであります。政府においては今後こうした事態が起きた地方に対して能率的、効率的に一切の政府の施策が生きて、その日から役に立つというような、血の通った施策というものを機敏に活用して行つてもらいたいということを、特に注意かた／＼お願い申し上げます。次第であります。

○田中(角)委員長代理 お語りいたします。本日にて本件に関する連合審査会は二回にわたりました。審議せられたのであります。大体質疑は終了いたしましたようであります。よつて連合審査はこれをもつて終了したいと思っております。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田中(角)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて熱海国際観光温泉文化都市建設法案及び伊東国際観光温泉文化都市建設法案の両案審議のための建設委員会及び大蔵委員会の連合審査は、これをもつて終了いたします。なお念のために大蔵委員の諸君に申し上げますが、大蔵委員諸君といたしまして、本案について特別に希望条件がございましたら、できるだけ

すみやかに建設委員会あて御通告いたしたいと思います。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十六分散会

昭和二十五年五月十二日印刷

昭和二十五年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所